

平成 22 年 4 月 5 日現在

研究種目：若手研究（B）  
 研究期間：2007～2010  
 課題番号：19730106  
 研究課題名（和文） 専門性による統治の確立：20世紀前半のアメリカにおける独立行政委員会制度の展開  
 研究課題名（英文） The Consolidation of Expert Rule: The Development of the U.S. Independent Regulatory Commissions in the early 20<sup>th</sup> century  
 研究代表者  
 岡山 裕（OKAYAMA HIROSHI）  
 慶應義塾大学・法学部・准教授  
 研究者番号：70272408

研究代表者の専門分野：アメリカ政治・政治史

科研費の分科・細目：政治学

キーワード： 規制政策、独立行政委員会、行政国家、革新主義

### 1. 研究計画の概要

本研究課題は、アメリカ合衆国において諸分野の専門家が政策形成過程で確固たる地位を占めるようになっていった過程を、それが確立したと考えられる20世紀前半の政治に着目して解明しようとしている。そのために、1910年代から1930年代にかけて生み出されたいくつかの連邦レベルの専門家機関を取り上げ、それらの設置過程を比較の観点から分析するとともに、別の、既存の専門家機関がこの間いかなる変容を遂げたのかを検討する。専門家に対する政府や世論の認識の変化や、専門家を生み出す社会的土壌の変容をも考慮に入れることによって、「専門性（expertise）による統治」がいかにアメリカで当然と受け取られるようになったのか、その過程と要因を明らかにしようとしている。

### 2. 研究の進捗状況

1) 1913年に設置が決定した連邦準備制度理事会については、連邦議会における審議を中心とした成立過程を分析した英文のペーパーを執筆し、アメリカ中西部政治学会で2008年に報告を行っている。

2) 司法をモデルにして独立行政委員会が発達したことで、アメリカの行政国家が多分に司法化したというテーゼに基づいて、本研究課題の対象とする時期全体について議論のアウトラインをまとめ、2008年度日本政治学会研究大会にて論文報告を行った。

3) 州際通商委員会、連邦準備制度理事会、そして連邦取引委員会の成立過程を追ったうえで、それによって確立した独立行政委員会制度がニューディールから第二次世界大戦後の時期にいかなる形でアメリカ行政国家に司法性を付与したのかについて、より実証的な論文を英文でまとめ、2010年度にアメリカで開催される学会で報告予定である。

### 3. 現在までの達成度

おおむね順調に進展している。

本研究課題では、当初、国内の社会経済的变化に対応して各政策領域における専門家に対する需要が高まり、それが今日広く専門家機関として認識されている独立行政委員会の設置を惹起したという見通しの下で研究を進めた。しかし、関連する史料を精査すると、確かに専門性の必要性認識がこれらの機関の設置につながっていたものの、その後直ちにそれぞれの分野の専門家が任用されていたわけではなく、むしろ機関そのものが徐々に専門性を蓄積していくことが期待されていたことが明らかになった。またそのなかで、こうした新しいタイプの政府機関が、裁判所という既存の機関をモデルにして作られ、運用されるようになったことも判明した。例えば、多くの独立行政委員会では初期においておよそ関連する政策の知識を持たない法律家が登用されていることが少なくない。

ここからは、アメリカにおいて独立行政委員会が、法律家という専門家を擁する既存の

専門家機関である裁判所をモデルに発達していき、それが徐々に管轄領域の専門家によって占められるようになることで、真の専門家機関になっていったという、いわば二段階の発展を見いだすことができる。そこで、今回は第一段階にあたる、裁判所をモデルにした独立行政委員会の成立と展開を中心に扱うことにし、それが専門家の登用と並んでアメリカ行政国家の重要な特徴を成す、司法化(judicialization)をどのように進めたのかを集中的に検討することになっている。このように、やや方向転換はあったものの、分析の範囲に大きな変更はなく、これまでのところおおむね順調に研究を遂行し得ているといえる。

#### 4. 今後の研究の推進方策

ここまでは、州際通商委員会、連邦準備制度理事会、連邦取引委員会といった初期の独立行政委員会の設置過程に分析を集中してきた。それに対して、ここからは独立行政委員会がいかにアメリカ行政国家全体に司法性を付与していったのかについて、ニューデール以降の十数年の政治過程を一次史料に基づいて検討する予定である。最終的には、1946年の行政手続法の制定までをカバーすることができれば、本研究課題の目的は十分に達せられるものと考えている。

#### 5. 代表的な研究成果

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計2件)

岡山裕「イデオロギー政治の変容と連邦司法人事 共和党政権の人事戦略の『転換』を中心に」、五十嵐武士・久保文明編『アメリカ現代政治の構図 イデオロギー対立とそのゆくえ』(東京大学出版会、2009)、221-250ページ(全340ページ) 査読無

岡山裕「再建と金メッキ時代」、有賀夏紀・紀平英作・油井大三郎編『アメリカ史研究入門』(山川出版社、2009)70-87ページ(全398ページ) 査読無

〔学会発表〕(計2件)

2008年4月 Hiroshi Okayama, "Creating the 'Supreme Court of Finance': U.S. State-building and the Judicial Roots of the Federal Reserve Board," Annual Meeting of the Midwest Political Science Association, April 3-6, The Palmer House Hilton, Chicago, Illinois.

2008年10月12日 岡山裕「アメリカ行政国

家における司法の領分」、日本政治学会年次大会(関西学院大学)

〔図書〕(計0件)

〔産業財産権〕  
出願状況(計0件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
出願年月日：  
国内外の別：

取得状況(計0件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
取得年月日：  
国内外の別：

〔その他〕